改正後厚生年金保険法第四十六条第六項	第四十四条第一項
	老齢厚生年金については、同項
改正後厚生年金保険法第五十四条第二項	障害厚生年金
	被保険者
改正後厚生年金保険法第五十四条第三項	障害厚生年金について、第四十七条第一項ただし書の規定は、前項ただし書の場合
改正後厚生年金保険法第六十五条の二	祖父母
	遺族厚生年金
	被保険者
改正後厚生年金保険法第六十六条第一項	遺族厚生年金
改正後厚生年金保険法第六十六条第二項	遺族厚生年金
	被保険者
改正後厚生年金保険法第六十七条第一項及び第六十八条	遺族厚生年金
改正後厚生年金保険法第九十二条第一項	保険料その他この法律
	保険給付を
	又は一時金として支払うものとされる保険給付
改正後厚生年金保険法第百条の二第一項	実施機関は、相互に、被保険者の資格に関する事項
	保険給付
改正後厚生年金保険法第百条の二第三項	実施機関

改正後厚生年金保険法第四十六条第六項	なお効力を有する改正前地共済法第八十条第一項
	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法第七十八条の規定による退職共済年金については、なお効力を有する改正前地共済法第八十条第一項
改正後厚生年金保険法第五十四条第二項	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち障害共済年金
	組合員
改正後厚生年金保険法第五十四条第三項	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち障害共済年金
改正後厚生年金保険法第六十五条の二	祖父母（第四十七条第二項に規定する障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある夫、父母又は祖父母を除く。以下この条において同じ。）
	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金
	地方公務員共済組合の組合員
改正後厚生年金保険法第六十六条第一項	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金
改正後厚生年金保険法第六十六条第二項	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金
	地方公務員共済組合の組合員
改正後厚生年金保険法第六十七条第一項及び第六十八条	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金
改正後厚生年金保険法第九十二条第一項	なお効力を有する改正前地共済法の規定による掛金その他なお効力を有する改正前地共済法
	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付を
	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付
改正後厚生年金保険法第百条の二第一項	実施機関は、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付の支給の停止を行うため、相互に
	同項に規定する給付
改正後厚生年金保険法第百条の二第三項	組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会。次項において同じ。）

改正後厚生年金保険法第百条の二第四項	年金たる保険給付に関する処分に関し
	実施機関
改正後厚生年金保険法附則第十条の二	年金たる保険給付に関する処分に関し
	附則第八条
	老齢厚生年金
改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項	老齢厚生年金の額を
	当該老齢厚生年金
	附則第八条
	老齢厚生年金の額
改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項ただし書	老齢厚生年金の全部
改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第一項	老齢厚生年金（附則第九条の二第一項から第三項まで又は第九条の三の規定によりその額が計算されている
	障害者・長期加入者の老齢厚生年金

年金たる保険給付に関する処分に関し	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付の支給の停止を行うため
実施機関	組合
改正後厚生年金保険法第百条の二第四項	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付の支給の停止を行うため
改正後厚生年金保険法附則第十条の二	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九条
附則第八条	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九条
老齢厚生年金	退職共済年金
改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項	退職共済年金の額
老齢厚生年金の額を	退職共済年金の額（なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項第二号に掲げる額及びなお効力を有する特例加算額を除く。以下この項において同じ。）を
当該老齢厚生年金	当該退職共済年金
附則第八条	退職共済年金の額
老齢厚生年金の額	退職共済年金の全部（なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項第二号に掲げる額及びなお効力を有する特例加算額を除く。）
改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項ただし書	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九条
改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第一項	退職共済年金（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第一項から第三項までの規定によりその額が計算されているものを含む。）又は第二十条の三の規定によりその額が計算されているもの（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項及び第三項の規定により計算した額を含む）
障害者・長期加入者の退職共済年金	障害者・長期加入者の退職共済年金
当該老齢厚生年金	当該退職共済年金